

第 3 期 岩倉市地域福祉計画 中間見直し 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

第 3 章 計画の基本的な考え方

改正後	改正前
(37ページ) ■施策の体系 基本目標 3 包括的な支援に向けた体制づくり (3) <u>重層的支援体制の推進</u>	■施策の体系 基本目標 3 包括的な支援に向けた体制づくり (3) <u>重層的支援体制の整備に向けた検討</u>

第 4 章 施策の展開

基本目標 1 市民の参画による支え合いの地域(まち)づくり

改正後	改正前
(45ページ) (2) 支え合いの担い手の育成 〔市・社会福祉協議会の取り組み〕 06 住民同士の支え合い 事業 ●認知症サポーター養成講座の開催 【長寿介護課】 <u>(削除)</u> ●シルバー人材センター【長寿介護課】 ●ホームスタート事業【子育て支援課】 ●ファミリー・サポート事業【子育て支援課】	(2) 支え合いの担い手の育成 〔市・社会福祉協議会の取り組み〕 06 住民同士の支え合い 事業 ●認知症サポーター養成講座の開催 【長寿介護課】 ● <u>いきいき介護サポーター【長寿介護課】</u> ●シルバー人材センター【長寿介護課】 ●ホームスタート事業【子育て支援課】 ●ファミリー・サポート事業【子育て支援課】

改正後	改正前
(47ページ) (3) 地域福祉に関わる団体活動等の活性化 [市・社会福祉協議会の取組み] 10 地域づくり支援・参加支援 単位施策 <u>市や社会福祉協議会が連携し、地域と行政が持続可能な地域活動について考える対話の場など、多様な場をプラットフォーム※として活用します。多様な活動者同士の情報交換を通じて地域福祉の意識づくりや団体活動の活性化を図り、そこで抽出された地域課題に対応するため、伴走支援する体制を強化します。</u> 事業 ● <u>多様な場を活用した地域づくり支援【福祉課、社会福祉協議会、協働安全課等】</u> 成果指標 <u>多様な場をプラットフォームとした連携・伴走支援の実施</u> 目標値 (R11) <u>実施</u>	(3) 地域福祉に関わる団体活動等の活性化 [市・社会福祉協議会の取組み] 10 地域づくり支援・参加支援 単位施策 <u>様々な地域単位で「地域つながりづくり会議」を開催し、活動者同士の情報交換を通じて地域福祉の意識づくり、人材育成、団体活動の活性化を図ります。段階的に、地域ケア会議等の他の会議体や組織等とも連携しながら、住民主体の地域福祉活動を促進するためのプラットフォーム※ としての機能を強化していきます。</u> 事業 ● <u>「地域つながりづくり会議」の開催【福祉課・社会福祉協議会】</u> 成果指標 <u>「地域つながりづくり会議」参加団体数</u> 目標値 (R11) <u>13団体</u>

基本目標 2 誰一人取り残さない、寄り添う支援がある地域(まち)づくり

改正後	改正前
(48ページ) (1) 孤独・孤立化の防止 [現状・課題] ○このような状況を受け、孤独・孤立は個人の問題ではなく社会全体で対応しなければならない問題であるとの認識のもと、<u>令和6年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行され、同法に基づく新たな「孤独・孤立対策の重点計画」が国において策定されるなど、対策が強化されています。</u> ○つながりたいのに孤立している状況、孤独感を強く持つ状態は、自殺という最悪の事態につながってしまう場合があります。本市では<u>令和6年度に「第2期岩倉市自殺対策計画」</u>を策定し、生きることの包括的な支援や様々な分野と連携した総合的な施策展開等を方針として掲げ、施策を推進しています。	(1) 孤独・孤立化の防止 [現状・課題] ○このような状況を受け、孤独・孤立は個人の問題ではなく社会全体で対応しなければならない問題であるとの認識のもと、<u>国において令和3年12月に「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました。</u> ○つながりたいのに孤立している状況、孤独感を強く持つ状態は、自殺という最悪の事態につながってしまう場合があります。本市では<u>平成30年度に「岩倉市自殺対策計画」</u>を策定し、生きることの包括的な支援や様々な分野と連携した総合的な施策展開等を方針として掲げ、施策を推進しています。
(50ページ) (2) 権利擁護の推進 [現状・課題] ○また、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に	(2) 権利擁護の推進 [現状・課題] ○また、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に

改正後	改正前
推進するため、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間を計画期間とする「成年後見制度利用促進計画」を策定し、関係機関と連携を図りつつ、各種取組を推進しています。 <u>こうした中、令和 8 年 6 月に成年後見制度を大きく見直す関連法が成立し、2 年 6 か月以内に施行されます。関係機関と連携した新たな支援体制づくりについても検討を進める必要があります。</u> ○<u>高齢化の進行に伴い、認知症や身寄りのない高齢者が増加しており、意思決定支援や死後事務の課題が顕在化しています。</u>制度の浸透を図り、より一層、必要な人に支援が届くようにしていく必要があります。	推進するため、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間を計画期間とする「成年後見制度利用促進計画」を策定し、関係機関と連携を図りつつ、各種取組を推進しています。 ○<u>高齢化の進行に伴い、認知症の人などが増加し、権利擁護に関する支援が必要な人は増加していく見込みです。</u>制度の浸透を図り、より一層、必要な人に支援が届くようにしていく必要があります。

基本目標 3 包括的な支援に向けた体制づくり

改正後	改正前
(62ページ) (3) <u>重層的支援体制の推進</u> [現状・課題] ○本市においても、縦割りではない支援、包括的な支援体制を構築し、	(3) <u>重層的支援体制の整備に向けた検討</u> [現状・課題] ○本市においても、縦割りではない支援、包括的な支援体制を構築し、

改正後	改正前
「地域共生社会」を実現していくため、<u>令和6年度から重層的支援体制整備事業を開始しました。今後は、複雑化・複合化したニーズに対応するため、多機関が連携・協働する包括的な相談支援体制を定着させていく必要があります。</u> [市・社会福祉協議会の取組み] 27 <u>包括的相談支援の推進</u> 単位施策 8050問題、ヤングケアラー、ひきこもり等の多様で複合的な課題や制度の狭間の問題を抱える人を包括的に受け止め、必要な支援につなげるため、<u>令和6年度から重層的支援体制整備事業を開始しました。</u> <u>今後は、対応に関わる関係者間の連携の円滑化を図るため、令和3年度から実施している「断らない相談情報共有会議」の機能を発展させ多機関が協働する体制を強化します。</u> さらに、専門的・継続的に相談や地域づくり、参加支援等を実施するため、<u>既存の生活支援コーディネーター</u>	「地域共生社会」を実現していくため、<u>重層的支援体制整備事業をスムーズに実施するための連携強化や体制整備が必要です。</u> [市・社会福祉協議会の取組み] 27 <u>総合相談に関する方向性</u> 単位施策 8050問題、ヤングケアラー、ひきこもり等の多様で複合的な課題や制度の狭間の問題を抱える人を包括的に受け止め、必要な支援につなげるため、<u>市と社会福祉協議会、関係機関等が連携し、包括的な相談支援体制の構築に向けた検討を進めます。令和6年度の開始をめざし、専門職による相談対応ができる包括的相談支援体制を構築します。</u> <u>また、対応に関わる関係者間の連携の円滑化を図るため、令和3年度から実施している「断らない相談情報共有会議」の機能を発展させるかたちで、多機関協働の体制を整備します。</u> さらに、専門的・継続的に相談や地域づくり、参加支援等を実施するため、<u>コミュニティソーシャルワーカー</u>

改正後	改正前
等の役割を整理し、市と社会福祉協議会等が連携した「包括的な相談支援体制」を定着させます。	(CSW) の配置や既存の生活支援コーディネーター等の役割の整理について検討を進めます。
(63ページ) 28 <u>参加支援の推進</u> 単位施策 制度の狭間の問題や、多様で複合的な課題を抱える人が、社会とのつながりをつくることで課題の解決に結びつけられるような支援ができる体制を整備します。様々なニーズや希望、状況等に対応できるよう、<u>福祉サービス事業所の空きスペースや専門性を地域の社会資源として活かし、活動場所や人材不足に悩む市民活動団体等と結びつける(マッチングする)など、双方が協働できる参加支援の方法を推進します。</u> 29 <u>地域づくり事業の推進</u> 単位施策 <u>市や社会福祉協議会が連携し、地域と行政が持続可能な地域活動について考える対話の場など、多様な場をプラットフォーム※として活用します。多様な活動者同士の情報交換を通じて地域福祉の意識づくりや団体活動</u>	28 <u>参加支援に関する方向性</u> 単位施策 制度の狭間の問題や、多様で複合的な課題を抱える人が、社会とのつながりをつくることで課題の解決に結びつけられるような支援ができる体制を整備します。様々なニーズや希望、状況等に対応できるよう、<u>地域の資源を活用したコーディネートやマッチングによる参加支援の方法を検討します。</u> 29 <u>地域づくりに関する方向性</u> 単位施策 <u>様々な地域単位で「地域つながりづくり会議」を開催し、活動者同士の情報交換を通じて地域福祉の意識づくり、人材育成、団体活動の活性化を図ります。段階的に、地域ケア会議等の他の会議体や組織等とも連携しながら</u>

改正後	改正前
<u>の活性化を図り、そこで抽出された地域課題に対応するために、社会福祉協議会等が伴走支援する体制を強化します。</u> <u>【P47「地域づくり支援・参加支援」の再掲】</u> 30 アウトリーチ※等を通じた継続的支援の推進 単位施策 8050問題、ヤングケアラー、ひきこもり等の多様で複合的な課題や制度の狭間の問題を抱える人等で、支援が届いていない人や自ら支援を求めることができない人等を早期に発見し、適切な支援につなげるため、伴走型支援やアウトリーチ型の訪問支援等、<u>きめ細かな支援を実施します。</u> [成果指標] <u>多機関協働事業における支援ケース対応件数</u> 目標値（R11） <u>10件</u> <u>参加支援の受入先（社会資源）の開拓・登録数</u>	<u>ら、住民主体の地域福祉活動を促進するためのプラットフォームとしての機能を強化していきます。【P47「地域づくり支援・参加支援」の再掲】</u> 30 アウトリーチ※等を通じた継続的支援に関する方向性 単位施策 8050問題、ヤングケアラー、ひきこもり等の多様で複合的な課題や制度の狭間の問題を抱える人等で、支援が届いていない人や自ら支援を求めることができない人等を早期に発見し、適切な支援につなげるため、伴走型支援やアウトリーチ型の訪問支援等、<u>きめ細かな支援のあり方について検討を進めます。</u> [成果指標] <u>包括的相談支援・多機関協働事業の実施</u> 目標値（R11） <u>実施</u> <u>参加支援事業の実施</u>

改正後	改正前
目標値（R11） <u>5か所（累計）</u> <u>多様な場をプラットフォームとした 連携・伴走支援の実施</u> <u>アウトリーチ（訪問支援）の実施件 数</u> 目標値（R11） <u>15件</u>	目標値（R11） <u>実施</u> <u>「地域つながりづくり会議」の実施</u> <u>アウトリーチを通じた継続的支援事 業の実施</u> 目標値（R11） <u>実施</u>

岩倉市再犯防止推進計画

改正後	改正前
(64ページ) （１）計画策定の背景と目的 ○「再犯の防止等の推進に関する法律」第８条第１項において、都道府県及び市町村は、国の<u>第二次再犯防止推進計画（令和５年３月17日閣議決定）</u>を勘案して、地方計画を定めるよう努めるものとされています。 （２）計画の基本方針 ○国においては、<u>令和５年３月に「第二次再犯防止推進計画」</u>が閣議決定されました。また、愛知県においては<u>令和８年３月に「第二次愛知県再犯防止推進計画」</u>が策定されています。本市においても、これらの	（１）計画策定の背景と目的 ○「再犯の防止等の推進に関する法律」第８条第１項において、都道府県及び市町村は、<u>国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）</u>を勘案して、地方計画を定めるよう努めるものとされています。 （２）計画の基本方針 ○国においては、<u>平成29年12月に「再犯防止推進計画」</u>が閣議決定されました。また、愛知県においては<u>令和３年３月に「愛知県再犯防止推進計画」</u>が策定されています。本市においても、これらの計画の方針を

改正後	改正前
計画の方針を踏まえて取組を進めます。 ■国の「<u>第二次再犯防止推進計画</u>」における5つの基本方針	踏まえて取組を進めます。 ■国の「<u>再犯防止推進計画</u>」における5つの基本方針

第5章 計画の推進体制

改正後	改正前
(68ページ) 1 計画の推進体制 ① 市民・団体等との連携 ○本計画を推進していくため、地域福祉に関わる団体等との連携を強化します。特に<u>地域と行政が持続可能な地域活動について考える対話の場</u>などをプラットフォームとして活用し、関係団体間でのつながりや課題の共有、学び合い、課題解決に向けた話し合いの場としての機能を高めていきます。 ④ 庁内連携会議の運営 ○地域福祉推進に関する情報共有や連携強化のため、<u>庁内連携会議をにおいて、進捗状況の評価・検証や推進体制に関する検討を行い、関係各課との連携のもと計画の実効性を高めます。</u>	1 計画の推進体制 ① 市民・団体等との連携 ○本計画を推進していくため、地域福祉に関わる団体等との連携を強化します。特に<u>新たに設置する「地域つながりづくり会議」</u>を関係団体間でつながり、課題を共有し、学び合い、課題解決に向けた話し合いをする場として機能を高めていきます。 ④ 庁内連携会議の設置 ○地域福祉推進に関する情報共有や連携強化のため、<u>庁内連携会議を設置します。</u>進捗状況の評価・検証や推進体制に関する検討を行い、関係各課との連携のもと計画の実効性を高めま

改正後	改正前
⑤ 共同事務局による進行管理 ⑥ 「重層的支援体制整備事業実施計画」に基づく推進と進行管理 ○本計画の「基本目標3- (3) 重層的支援体制の推進」で示す方向性をより具体化し、実現に向けた体制整備を図るため、令和6年度に策定した「<u>重層的支援体制整備事業実施計画</u>」に基づき、事業を効果的に推進します。 ○また、本事業は<u>地域福祉推進の中核を担うものであるため、「岩倉市地域福祉計画推進委員会」において、地域福祉計画と一体的に事業の進捗管理（評価）および計画の見直しを行います。</u>	す。 ⑤ 共同事務局の設置 ⑥ 「重層的支援体制整備事業実施計画」の策定 ○本計画の「基本目標3- (3) 重層的支援体制の整備に向けた検討」で示す方向性をより具体化し、実現に向けた体制整備を図るため、令和5年度中に「<u>重層的支援体制整備事業実施計画</u>」を策定し、令和6年度からの事業開始をめざします。 (空欄)
(69ページ) 2 計画の進捗管理の手法 イメージ図内 「<u>地域活動について考える対話の場</u> <u>など</u>」	2 計画の進捗管理の手法 イメージ図内 「<u>地域つながりづくり会議</u>」
(70ページ) 3 指標一覧 基本目標 1 市民の参画による支	3 指標一覧 基本目標 1 市民の参画による支

改正後	改正前
え合いの地域(まち)づくり (3) 地域福祉に関わる団体活動等の活性化 項目 <u>多様な場をプラットフォームとした 連携・伴走支援の実施</u> 目標値 (R11) <u>実施</u>	え合いの地域(まち)づくり (3) 地域福祉に関わる団体活動等の活性化 項目 <u>「地域つながりづくり会議」参加団体 数</u> 目標値 (R11) <u>13団体</u>
(72ページ) 3 指標一覧 基本目標 3 包括的な支援に向けた体制づくり (3) 重層的支援体制の<u>推進</u> 項目 <u>多機関協働事業における支援ケース 対応件数</u> 目標値 (R11) <u>10件</u> 項目 <u>参加支援の受入先(社会資源)の開拓・ 登録数</u> 目標値 (R11) <u>5か所(累計)</u>	3 指標一覧 基本目標 3 包括的な支援に向けた体制づくり (3) 重層的支援体制の<u>整備に向けた 検討</u> 項目 <u>包括的相談支援・多機関協働事業の実 施</u> 目標値 (R11) <u>実施</u> 項目 <u>参加支援事業の実施</u> 目標値 (R11) <u>実施</u>

改正後	改正前
項目 <u>多様な場をプラットフォームとした 連携・伴走支援の実施</u> 項目 <u>アウトリーチ（訪問支援）の実施件数</u> 目標値（R11） <u>15件</u>	項目 <u>「地域つながりづくり会議」の実施</u> 項目 アウトリーチを通じた継続的支援事業の実施 目標値（R11） <u>実施</u>